

第 4 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求の対象となる処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成16年 5 月12日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、市立高等学校において募集定員内にもかかわらず不合格者を出した理由が分かる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月26日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 6 月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が本件公開請求を行ったのは、「市立高等学校において募集定員内であるにもかかわらず、不合格者を出した理由が分かるもので最新のもの」である。本件公開請求とそれに対する実施機関の本件処分の間には、隔たりがある。審査請求人が求めているのは、不合格者を出した理由すなわち合格基準が記載されている文書であって、それが記載されているのは、高等学校入学者選抜委員会の会議録である。具体的には、一般的に数値として示されていない内容及び合格・不合格のラインが記載されている部分であり、当該文書が公開されないと、市立高等学校において募集定員内にもかかわらず不合格者を出すことの妥当性や客観性が証明されないものとする。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が公開すべき文書として「募集定員内であるにもかかわらず、不合格者を出した理由のわかるもの」を合格基準であるという主張は、不当である。

本件公開請求における「募集定員内であるにもかかわらず不合格者を出した」学校は、定時制課程の高等学校である。当該高等学校における入学者の選抜は、平成16年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項（以下「本件要項」という。）に基づいて、校長、教頭及び教員をもって組織する入学者選抜委員会（以下「本件委員会」という。）が高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定することによって行っている。

そして、本件委員会は教員すべてが委員として、個々の受験者を総合的に判断し、また極力不合格者を出さないように配慮し、合格者を選抜している。不合格者は、合格者を選抜した結果として決まるのであり、その理由を文書に残していない。

したがって、不合格の理由を個別に記載した文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 審査請求人が請求している行政文書は、「市立高等学校において募集定員内であるにもかかわらず、不合格者を出した理由が分かるもので最新のもの」である。

(2) 当審査会の調査によると、市立高等学校における入学者の選抜について、次の事実が認められる。

ア 平成16年度の市立高等学校において、募集定員内にもかかわらず不合格者を出した実例は、定時制課程において存在する。そして、定時制課程における入学者の選抜は、本件委員会が本件要項に基づき、中学校長から送付された調査書、入学検査の結果等を資料として、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を個々の受験者ごとに判定し、行っている。

イ 教育委員会は入学者選抜の実施に係る通知により、募集定員内で極力不合格者を出さないよう配慮し、各学校でも当該通知を受けてできる限り多くの生徒を受け入れるよう努力している。さらに本件要項によると、入学者の選抜の結果、入学者数が定員に満たない場合には、第2次選抜を行うことができることになっており、平成16年度も行っている。

ウ しかし、面接で勉強をしたくないと訴える者、試験官の問いかけに暴言を吐く者、さらに名前も書かずに白紙で答案を提出する者、解答とかけ離れた言葉を落書きして答案を提出する者等がいれば、募集定員内であっても不合格となる場合もある。

エ 本件委員会は全教員で構成され、高等学校教育を受けるに足る資質と能力があるかどうかという観点から受験生を個別に判定し、志願者の中から合格者を選抜した結果として不合格者が決まるものである。

オ 本件委員会が入学者を選抜する過程から、募集定員内であるにもかかわらず、不合格者を出した理由を記載した文書は存在しないと認められる。

(3) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成16年 6 月24日	諮問書の受理
6 月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8 月 6 日	実施機関の弁明意見書を受理
8 月18日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9 月10日	反論意見書及び意見陳述申出書の受理
10月19日 (第49回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取

12月17日 (第51回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成17年 1 月11日 (第52回審査会)	調査審議
4 月26日 (第54回審査会)	調査審議
6 月14日 (第55回審査会)	調査審議
9 月 2 日	答申